

2022年12月15日

中華人民共和国 国家知識産権局条法司 御中

一般社団法人日本知的財産協会  
副理事長 松本 宗久

「專利審査指南改正草案（再意見募集稿）」に対する意見

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども日本知的財産協会は、1938年に日本において設立されました知的財産権に関する民間のユーザー団体で、日本の主要企業 900社を会員としており、世界における知的財産制度、その運用の改善について、意見などを関係先に提出いたしておりますが、今般、標記「專利審査指南改正草案（再意見募集稿）」について精査させていただきました。

つきましては、添付のとおり、私どもの意見を取り纏めましたので、ご検討の程、宜しく願い申し上げます。

また、今回提出いたします意見の背景、理由などについてご説明するのに各かではございませんので、その必要がありましたら遠慮なくご連絡いただければ幸いです。

敬具

添付資料：「專利審査指南改正草案（再意見募集稿）」意見募集表

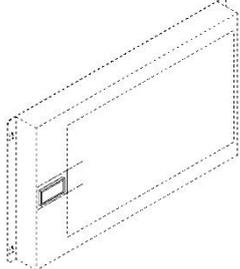
一般社団法人日本知的財産協会  
事務局長 志村 勇  
連絡担当：古谷 真帆  
TEL：81-3-6262-1570  
FAX：81-3-6262-5655  
Email：[furuya@jipa.or.jp](mailto:furuya@jipa.or.jp)

「専利審査指南改正草案（再意見募集稿）」意見募集表

意見項目	該当条項 (記載可能な場合)	修正提案	修正理由
電子書類の場合の 15 日間の送達猶予の廃止（郵送時は 15 日のまま）	5 部分 6 章 2.3.1 節	送達方法に依らず、送達される通知又は決定の送達日を「発行日から 15 日間経過した日を、当事者が通知と決定を受け取った日として推定」されるよう希望する。	送達方法によって法定期限が変われば、出願人にとっては送達方法に基づく複雑な庁期限管理が強いられることになり、不利益となる。また、国家知識産権局にとっても出願人の対応が送達方法により期限内に行われたものかどうかの確認を要することとなり、手続きの簡素化にはならない一方、法定期限管理があらたな申立ての原因となるおそれがある。よって、送達日は、送達の方法に依らず一元的に管理されるべきと意見する。
実用新案についても遅延審査の対象に追加	5 部分 7 章 8.3 節	実用新案は遅延審査の対象外にして頂くことを希望する。 仮に、実用新案出願を遅延審査の対象とする場合は、特許出願の未公開期間を考慮して遅延期間の最大は、優先日及び／又は出願日のいずれかの最も前の日から起算して 1 年 6 か月もしくは 18 か月（月単位の請求可）にさせていただくことを要望する。	出願人の立場としては、実用新案出願の権利化目的に応じて遅延審査制度を自由に利用できるという点ではメリットである。一方で、特許の未公開期間を超えて実用新案出願が未公開となる可能性があり、登録となった実用新案権が、特許出願の未公開期間である 18 ヶ月を超えて、突如、発生し、対処に困惑する可能性が懸念されます。 上記に鑑みると、実用新案は遅延審査の対象外にして頂くことを希望致します。仮に実用新案に遅延審査制度の対象とする場合は、遅延期間の最大は、優先日及び／又は出願日のいずれかの最も前の日から起算して 1 年 6

			か月もしくは 18 か月（月単位の請求可）とするのが妥当であると思われる。
【新設】 特許期間の補償 PTA の運用規定	5 部分 9 章 2～3.8 節	<p>前回に期間補償の請求における不服申立の機会等を要望させて頂き、今回の改正草案で少なくとも 1 回の訂正の機会を追加して頂いており、感謝いたします。</p> <p>一方で、補償期間の計算に関して、国家知識産権局が補償期間を計算し、出願人に通知することを要望する。それが困難である場合、出願人が申請した補償期間に対して国家知識産権局が出願人に訂正の機会を与える際、国家知識産権局が計算した補償期間を提示することを要望する。</p>	<p>1 節等によると、出願人が請求する際に出願人が計算した補償期間を請求書に記載し、この補償期間を国家知識産権局が判断することが想定されていると推測される。また、2.3 節によると、この補償期間に対して国家知識産権局が訂正の機会を与えることが記載されている。しかしながら、国家知識産権局が計算した補償期間を提示することは記載されておらず、不明確である。国家知識産権局が計算した補償期間を提示することにより、出願人と国家知識産権局の認識のずれが明確になり、ユーザーフレンドリーの観点からも出願人が適切な訂正をするために計算結果の提供を頂くことを要望する。</p>
専利権評価報告の運用規定	5 部分 10 章 2 節	<p>専利権者、利害関係人または被疑侵害者に限らず、何人も国家知識産権局に専利権評価報告の作成を請求することができるよう要望いたします。</p> <p>何人をも請求主体とすることが難しい場合は、利害関係人の条件を緩和いただくことを要望いたします。たとえば現在の要件に加え、当該専利権と同様の技術分野に属する事業を行う及び／又は行う予定がある者も加えていただくことを要望いたします。</p>	<p>今回の改正により、専利権評価専利権評価報告書の請求主体が専利権利者に加え、利害関係者と被疑侵害者に拡張されています。このうち利害関係人は専利法第 65 条の規定に基づき専利権侵害紛争について人民法院に提訴し又は専利業務を管理する部門に処理を請求する権利を有する者が挙げられています。しかし、専利権の有効性を知りたいのは利害関係者と被疑侵害者だけではないと思われます。例えば他者の専利権と同様の技術分野に属する事業を行う及び／又は行う予定がある者も、安心して事業を進めるために専利権の有効性</p>

			<p>を確認したいケースが考えられます。他社の専利権を侵害するおそれがないことを確認できれば事業を拡大することが可能となるためです。</p> <p>また、そのような請求主体となれない第三者が、自身が侵害者となるリスクを考慮し、中国での積極的な事業活動を躊躇する可能性もあります。このような躊躇や萎縮を招くことは、中国の経済活動の点からも好ましくないものと考えられます。</p>
【新設】 開放特許の運用規定	5 部分 11 章 3.3 節	ライセンスの声明はロイヤリティーの基準の記載が要求されているが、必須ではなく任意要件とすることを要望する。	<p>ライセンス料率は機微な情報であるため公には開示したくないため、結果として、ライセンサーが集まらない可能性が考えられます。</p> <p>一方でライセンス料が明確であることはライセンサー候補にとっては有益でありライセンス締結につながる側面もあるため、ライセンサーが任意で公開可能な運用として頂くことを希望致します。</p>
【新設】 開放特許の運用規定	5 部分 11 章 3.4、4 節	専利法実施細則第 85 条及び第 86 条の規定の確認が取れていない状況下ではありますが、第 3.4 節にて許可と不許可について、第 4 節にて取り下げについて追加されたことを感謝致します。	<p>追加された具体的な事例や内容については、専利法実施細則第 85 条及び第 86 条が未確定の段階のため判断ができ兼ねております。開放特許の許諾を申し込んだ後に、開放特許の取り下げや撤回をされた場合、申し込みをした者が許諾の意思のみを専利権者に伝わり、許諾を受けられないという事を懸念しております。そういった事態にならないような配慮が、専利法実施細則に規定されていることを信じております。</p>
意匠専利権を付与しない場合(10) 製品における独立した領域又は完全な設計	第一部分 第三章 7.4 節	「製品における独立した領域又は完全な設計ユニットとして成立しない」との記載の意味するところに応じて下記①または②の対応を提案する。	意匠専利権を付与しない状況に該当するとして(10)が例示されている。当該項目のうち現状の「独立した領域」「完全な設計ユニッ

<p>ユニットとして成立しない部分意匠。例えば、コップの取っ手の 1 本の転換線、任意で切り取るメガネのレンズの不規則な部分。</p>		<p>①「製品における独立した領域又は完全な設計ユニットとして成立しない」との記載の示す内容が、日本国意匠審査基準に言う「他の意匠との対比の対象となり得る一定の範囲を占める部分」と同等の意味合いである場合、その明確化を求める。</p> <p>②同記載の示す内容が「部品として独立した範囲もしくはその組み合わせ」の意味合いである場合、以下の内容への修正を求める。 「外観の形状等の中に含まれる一つの閉じられた領域又は他の意匠と対比の対象となりうる一定の範囲を占める部分として成立しない部分意匠。例えば、コップの取っ手の 1 本の転換線、任意で切り取るメガネのレンズの不規則な部分。」</p>	<p>トとして成立」という文言の意味合いが不明瞭である。 修正提案①に示す意味合いであれば、現記載では万人が当該記載からその趣旨を読み取ることは困難であり、審査官・審判官毎に判断の差異が生じ、出願人の不利益となることが想定される。 他方、修正提案②に示す意味合いであれば、新規な創作は必ずしも、部品として独立した範囲もしくはその組み合わせの範囲で行われるものではないため、下図のように出願人の定めた任意の範囲を保護可能となるよう条項の修正が必要と考える。本規定の修正は、同様の規定は米国、欧州、日本などになく国際ハーモナイズの観点からも必要と考える。</p>  <p>(<a href="#">日本意匠登録 1706118</a>)</p>
<p>国際意匠出願書類の審査専利法 31 条 2 項に基づく審査 1 件の意匠国際出願が 2 つ以上の意匠を含む場合、出願人は自発的に又は審査官の審査意見に基づいて分割出願を行うことができる。</p>	<p>第 6 部分 第二章 5.6 節</p>	<p>「1 件の意匠国際出願が 2 つ以上の意匠を含む場合、国際登録の対象である意匠ごとにされた意匠登録出願として取り扱う。なお、類似意匠出願については、基本意匠と同じ出願に含めるものとして扱う。」との変更を要望する。</p>	<p>ハーグ加盟国には、多意匠 1 出願を認めている国も多く、また、日本のように認めていなくても国内移行時に便宜的に 1 意匠 1 出願として取り扱う国もある。2 以上の意匠を含む場合に分割出願をしないといけなくなると出願人の負担が大きいため、便宜的に 1 意匠 1 出願として取り扱う運用としてほしい。 ただし、当該 2 以上の意匠が、中国において一出願に含めることが許容されている類似意匠または</p>

			組み物の意匠に該当する場合、 職権にて 1 出願に含める運用と してほしい。
--	--	--	--

以上